論文 Today

ワーク・ケア・バランス――国際比較のための類型論を特定できるか

Barbara Haas (2005) "The Work-Care Balance——Is it Possible to Identify Typologies for Cross-National Comparisons?", *Current Sociology*, Vol. 53, No. 3, pp. 487–508.

お茶の水女子大学大学院 中島 ゆり

仕事とケアの関係は、Esping-Andersen に代表さ れるような比較福祉国家研究を批判する形で、その重 要性が指摘され始めている。主流の福祉国家研究が前 提とする個人の権利とは、無自覚にも男性労働者の権 利を意味しており、家庭内のアンペイドワークやケア 労働には焦点があてられていない。これに対してジェ ンダーの視点を入れた福祉国家レジームは、労働市場 におけるジェンダー平等とアンペイドワークやケア労 働における平等のそれぞれに焦点をあてることを試み てきた。しかしながら, 雇用労働とケアの両方を組み 込んだ分析はいまだ十分ではなく、その重要性が主張 され始めたところである。たとえば、Majella Kilkey (2000=2005) はケア責任のジェンダー差はある部分 では労働市場での女性の不平等な立場の結果であるこ と、また、ケアが社会的支援を得るに値する活動であ ることを考慮するならば、雇用労働とケアの両方を考 察する必要があると述べている。

本論文の著者 Barbara Haas もケア労働を福祉国家 の発展と変化を議論するときの中心的な関心とするべ きであると考える。 主に Nancy Fraser と Claire Wallace に依拠し、労働市場への女性の統合よりも、 パートナーシップにおける仕事とケアの融合に焦点を あてている。そして、家庭は政策や社会経済的構造の 受身的な存在としてではなく、ダイナミックな制度と して研究される必要があると述べる。本論文の第一の 目的は仕事とケア責任のバランスを捉える類型論を作 成し、経験的な実証にむけての理論的基礎を発展させ ることである。これまでのジェンダーの視点を入れた 福祉国家レジームの類型論は、労働市場への女性の統 合,税制,公的な育児給付金といった構造的指標にも とづくものか、もしくは家庭生活とジェンダー化され た労働領域についての社会的態度と価値に焦点をあて た文化的指標にもとづくものであった。著者はこれら の構造的側面, 文化的側面を統合し新しい類型論を作 成する。とくに特徴的な点は、これまでの類型論が一つの国に一つのモデルをあてはめてきたのに対し、実践、政策、文化の3側面それぞれに類型をあてはめている点である。実践と文化、政策には矛盾や時間的なラグがあり、これらの相互関係への着目も重要だとしている。また、これまでの福祉国家レジームの類型論が文献のレビューや二次データに依拠していたのに対し、比較の観点から質的、量的に実証し、記述、分析する triangulation を採用すべきだと主張している。

新しいワーク・ケア・タイプとして提案されるのはつぎの五つのモデルである:①伝統的稼ぎ主モデル(男性はフルタイム雇用,女性は主にアンペイドワーク),②修正稼ぎ主モデル(男性はフルタイム雇用,女性はパートタイム雇用でアンペイドワークもする。政策的には育児休暇制度など),③平等主義的雇用モデル(男女ともにフルタイム雇用を優先。私的領域でのジェンダー不平等は維持されたまま。政策的にはフルタイムのデイケアの提供など),④普遍的ケアモデル(男女ともに労働時間を縮小して働き,アンペイドワークを同じくらいする),⑤役割反転モデル(女性がパートナーよりも長時間仕事をし,男性がアンペイドワークをする)。普遍的ケアモデルと役割反転モデルは理論上のものであり経験的なものではないが,既存モデルの理論的代替として提示している。

つぎに、これらのモデルをオーストリア、オランダ、スウェーデンの実践、政策、文化の側面にあてはめ、それぞれの一致点、矛盾点を仮説的に提示してみせる。オーストリアでは実践は伝統的、平等主義的、政策と文化は伝統的、修正的である。母親は労働市場からかなり高い割合で排除されているが、パートタイムよりもフルタイムで雇用されている。政治的制度的状況とは異なり母親が私的に育児をおこなっている。家族扶助は多いがケア制度は不足している。オランダでは実践は伝統的、修正的、政策と文化は修正的、普遍的で

80 No. 547/Feb.-Mar. 2006

ある。女性はパートタイム雇用され仕事と育児・家事 責任とのあいだで葛藤があるが、パートタイム雇用の 男女の普遍的モデルが存在する国でもある。育児に対 する給付は非常に少ない。スウェーデンは実践と政策 は修正的、平等主義的、文化は修正的、平等主義的、 普遍的である。母親の労働市場への参加は重要だと考 えられ、パートタイム雇用は子どもがごく小さいとき に限られる。ケア制度は充実し、パートナーからの経 済的独立を可能にするような育児に対する給付もある。

各国のこのような状況に対して著者はつぎの2点を 議論している。まず、実践、文化、政策の間の一致点 が3カ国で異なっているという点についてである。オー ストリアとオランダでは政策と文化が多くの点で一致 しているが、スウェーデンでは実践と政策が一致して いる。オーストリアでは伝統的な労働分担、母親によ る育児とパートタイム労働が好まれており政策レベル でも推進されている。オランダではすべての人々が育 児責任から離れて有償労働することが望まれているが. フルタイム雇用の重要性は疑問視されている。つぎの 議論は、一つの国が一つの支配的なタイプに集約され ることはなく, 実践, 政策, 文化のなかで一致しない 点が必ず存在することについてである。オーストリア では母親のフルタイム雇用が政策レベルで推進されて いるわけではなく、実践に対する政策と文化の影響は 限られたものである。オランダでは、育児休暇などの 政策的措置はほとんどなく、母親の労働市場への統合 と平等な分担の要求は、実際の伝統的な生活とは異なっ ている。これに対して、スウェーデンにおける仕事と ケアの現実的な融合は政策の結果である。しかしなが ら、ペイドワークとアンペイドワークの平等な分担に

対する文化的要求は、実践でも政策でも十分に満たされておらず、文化主義的アプローチが強調するような 社会的価値と規範の強い影響は相対化されねばならないと述べる。

以上3カ国の検討から、仕事とケアの融合のための 類型論を特定し、実践、政策、文化という分析レベル において、異なるモデルに類型化されうると結論づけ る。そして、モデルは静的なレジームの類型化として 理解されるべきではないと主張する。

著者自身が述べているように、政策、家庭内の仕事の分担、社会的価値や規範についての国際比較データが欠けているため、以上の類型論と議論は仮説にすぎない。また、実践と政策と文化の間の相互の影響についての分析が不十分であり、社会的経済的背景の相違にもとづく国内の多様性を考慮に入れるという課題も残っている。しかし、実践と政策と文化という3側面から各国の矛盾を検討し、現象を動態的に捉えようとする試みは、国際的な政策の評価と輸入に際し、政策を各国の文脈で捉え直すための有効な手段となりうる。EU諸国や米国の福祉や労働政策と日本との比較が、各国の政策の記述と紹介、数値の比較にとどまる傾向にあることを鑑みると、非常に有意義な試みであるといえよう。

おさる

Majella Kilkey (2000=2005) 渡辺千壽子監訳『雇用労働とケアのはざまで――20 カ国母子ひとり親政策の国際比較』ミネルヴァ書房。

なかじま・ゆり お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士課程。教育社会学専攻。

日本労働研究雑誌 81